

# ご存知ですか？

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、和歌山県信用保証協会では経営者の個人保証（以下、経営者保証）を不要とする取り扱いを積極的に推進しています。

# 経営者保証が 不要な保証制度があります！



ケース1 経営者保証を提供せず保証付融資を受けたい。

次の ①金融機関連携型 ②財務要件型 ③担保充足型 のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

## ① 金融機関連携型

対象 次の1～3の要件を満たす法人

1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。
2	申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全（※人的・物的担保）がないプロパー融資の残高がある。又はプロパー融資を同時実行する。
3	財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしている。

対象保証制度

全ての保証制度

## ② 財務要件型

対象 直近決算期において、下表の基準(a)～(c)のいずれかを満たす法人

項目	基準(a)	基準(b)	基準(c)	充足要件
① 純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件
② 自己資本比率 $\text{純資産額} \div (\text{純資産額} + \text{負債額}) \times 100$	20%以上	20%以上	15%以上	いずれか1つを 充足
③ 純資産倍率 $\text{純資産額} \div \text{資本金}$	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④ 使用総資本事業利益率 $(\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{配当金}) \div \text{純資産額} \times 100$	10%以上	10%以上	5%以上	いずれか1つを 充足
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ $(\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{配当金}) \div (\text{支払利息} + \text{割引料})$	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

対象保証制度

財務要件型無保証人保証

## ③ 担保充足型

対象 次の要件を満たす法人

1	申込人または経営者本人等が所有不動産を担保提供し、十分な保全が図られている。
---	--

対象保証制度

全ての保証制度（無担保要件の保証制度を除く）

※担保提供者が申込人以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。

## ケース2

既に借り入れた保証付融資について経営者保証を解除したい。

既往の保証付融資について、次の要件を満たす場合、条件変更により経営者保証を解除する取り扱いが可能です。

### 金融機関連携型

**対象** 次の1～3の要件を満たす法人

1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。
2	申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全（※人的・物的担保）がないプロパー融資の残高がある。又はプロパー融資を同時実行する。
3	財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしている。

対象保証制度

全ての保証制度

## ケース3

事業承継の際に経営者保証を解除したい。

事業承継の際は前述の取扱いのほか、以下の保証制度を利用し、経営者保証を不要とする取り扱いも可能です。※制度の詳細は「事業承継に係る各種保証制度のご案内」をご覧ください。

主な対象保証制度	国制度	事業承継特別保証
	国制度	経営承継借換関連保証
	県制度	事業承継支援資金「承継特別支援枠」
		事業承継支援資金「経営承継借換枠」

## 相談・お問い合わせ窓口

経営者保証を不要とする取り扱いに関するご相談は下記相談窓口までお問い合わせ下さい。当協会では、お客様の多様なニーズに応じるため、掲載した以外にも経営者保証を不要とする保証制度（MAX280など）をご用意しております。

本所

田辺支所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号

保証課：073-433-9705

業務課：0739-22-4666

経営支援課：073-433-9704